

している彼の講演は、少なくとも一部の聴衆の心中に、あるいは爾後の出版に接した読者の心中に、さらにはより広範な、間接的な形でのメッセージの受容者の心中に、分裂、分立したドイツ諸国家ではなく、より大きなドイツ国家への希求が生み出される培養器となったとしても誇張とは言い切れないだろう²⁹⁾。

とすれば、歴史的に見れば、フィヒテの投げかけたメッセージは、分立したドイツ諸国が1つのより大きなドイツ国家へと拡大する、1つの内面的、精神的な契機となったと言えよう。もちろん、内面的、精神的な契機は外的で現実的な契機と区別されるべきものだし、ドイツ国家の圏域がドイツ語圏をその範囲とすることと、ドイツ語圏を突破し、その外部にまで拡大、膨張することとは、やはり弁別されるべき事柄である。しかし、それにもかかわらず、フィヒテのメッセージは、内に向かっては国民の受動性を準備し、外に向かっては「国家」が拡大、膨張する可能性、方向性に少なからぬ人々の心に向かわせる力を有していたことは否定できないだろう。

本章を小括しよう。ルソーの意志論からは、ナショナリズムは国民の受動性と国家の膨張と結びつく国民国家のバネであり、パトリオティズムは、国民国家とは峻別される、市民の能動性と膨張しない、国家のバネと捉えられる。こうした観点からは、フィヒテは、ドイツのナショナリズムを準備した先駆的なナショナリストであり、フィヒテの「国民意識」は、ドイツ国民の一般意志ではなく、ドイツ国民の受動的な意識ということになる。

4. ルナン「国民とは何か」

1882年3月、第三共和政下のソルボンヌで行われた講演が第3の定点観測の地点である。講演者エルネスト・ルナンは、コレージュ・ド・フランスの教授就任後に行ったイエスを「比類なき人間」と見なす講義(1862年)で大きな波紋を引き起こし、復職(1870年)まで長らく講義停止となったことや『イエス伝』(1863年)の刊行で知られる人物である。とはいえ、82年の講演後の84年には、ルナンはコレージュ・ド・フランス学長に任ぜられている。講演の背景を理解するために、最小限必要と思われる範囲で19世紀後半の状況を瞥見しておこう。

19世紀のフランスは激しい政治変動を特徴とする。ナポレオン一世の没落後、ブルボン朝の復活、七月王政、短い第二共和政を経て、ルイ＝ナポレオン(ナポレオン三世)の第二帝政が出現する。第二帝政期のナポレオン三世が体制の維持、再編のために、いかに人民投票を駆使したかは、以下の3回の人民投票のデータを示しただけでも推察されるであろう³⁰⁾。

29) 清水(2013)286-363頁。

30) 西川(1984)101-115頁。

- ① 1851年のクーデタの承認（賛成744万 対 反対64万）
- ② 1852年の帝政復活の承認（賛成783万 対 反対25万）
- ③ 1870年の議会帝政の承認（賛成735万 対 反対157万）

19世紀は、人民投票の時代であるとしても過言ではない様相を呈しており、とりわけ大衆の支持を必要とする政治指導者にとっては、不可欠な政治手法となりゆく状況が見て取れる。普仏戦争（プロイセン＝フランス戦争、1870.7-1871.5）に敗れたナポレオン三世の第二帝政は崩壊し、フランスは、第三共和政期（1870-1940）に入り、パリ市民の自治政府・パリ＝コミューン（1871.3-5）も2カ月余りで鎮圧される。

他方、プロイセンは、1818年以降、ドイツの経済統合（ドイツ関税同盟）の中心的存在であったが、1866年の普墺戦争（プロイセン＝オーストリア戦争）の勝利で、小ドイツ主義が大ドイツ主義を圧倒し、政治的統一でも中軸となった。普仏戦争の末期に、遂にドイツ帝国（1871-1918）が成立する。

ところで、ルナンの講演の直接的、現実的な動機をなしていたのは、アルザス＝ロレーヌの帰属問題である。鉱産資源に恵まれたこの地は、「ローマ人とゲルマン人の時代からの争奪的、係争の地」であり、三十年戦争（1618-48）以降、フランス領であったが、普仏戦争の結果、敗者フランスはドイツへの割譲を余儀なくされた。『フランスの内乱』でマルクスが、ドイツ人にとってこの地は「時効にかからないドイツの財産として没収されねばならない」と書き記したほどの筋金入りの係争地であった³¹⁾。このように、第3の定点において、仏独は第三共和政、第二帝政と政体の性質は異なるものの、世界を再分割する帝国主義時代の前夜にあって、ヨーロッパ大陸中央に並び立っており、アルザス＝ロレーヌは、2つの国民国家間の国益のぶつかり合う、まさしく可視の対峙点であったのである。

以下に、講演内容を見てゆこう。ルナンにとって国民とは「一つの精神的原理」である。国民には過去と現在があり、「国民の本質とは、すべての個人が多く、事柄を共有し、また全員が多くなことを忘れてのこと」だと言う³²⁾。近代の国民は記憶と忘却に基づく歴史的な産物であるとのルナンの認識が鮮明に打ち出されている。ルナンは、それまで国民の糾合にとり、重きを置かれてきたものを1つ1つ取り上げて、それらが近代の国民の精神的原理の創造にとっていかに不十分なものなのか論証してゆく。彼の「不十分なもの」のリストに入るのは、第1に種族であり、第2に言語であり、以下、利害、宗教、地理と続く。こうした論駁の内、とりわけ第1と第2の種族および言語への反駁には、ルナンがフィヒテを意識して、いっそう力を込めていることが容

31) 宇京（2014）315-317頁。

32) Renan（1887）p. 892（48頁）。

易に見て取れる。第1の種族については、種族の混血を強調して、ドイツを純粹にゲルマン人の国と見なすことを「幻想」と言い、切って捨てている。第2の言語については、同一の言語が単一の国民を形成していない例（アメリカ合衆国とイギリス、あるいはスペイン語系アメリカとスペイン）を挙げ、逆に多言語にもかかわらず統一に向かうスイスのあり方に注目して、近代の国民形成に言語が決定的なファクターとはなりえないことを力説している。ルナンの分析の多くの部分に見られる近代性や合理性は、確かにかなりの説得力を持っている。

しかし、ここからいよいよ、第3の定点の「意志」の問題に入る。ルナンが、種族や言語等を排して、国民の精神的原理の創造にとり不可欠と見なしたものこそ、「意志」であった。ルナンは講演の終盤に至って、係争地の帰属を主張しうるのは誰かと問い、それは、君主でもなければ、国民でもなく、係争地の住民自身であると明言する。そしてルナンは余りにも有名なあの言葉を発する。「国民の存在は、（この隠喩をお許しください）日々の人民投票 un plébiscite de tous les jours」なのだ³³。それは、私たちの心に響く一種、魅力的なメッセージではある。だがしかし、ここに言う日々の人民投票の意志は、人民の意志と言えるのだろうか。

ドイツ帝国内のアルザス＝ロレーヌの住民の「意志」と第三共和政下のフランス国民の「意志」のそれぞれをルソー的視座から確かめよう。まず後者の、第三共和政の政治的な意志形成は、共和派と王党派のせめぎ合いのために安定性を欠いていたが、代議制下の一般国民にとっては、国民自身の主体的な「意志」を創造するルートはなく、あるのは、「日々の人民投票」ならぬ、言うなれば「日々の選挙」（ルソーが『社会契約論』でイギリス人の自由について語っているのと同様の、選挙という短い自由）があるばかりであった（『社会契約論』Ⅲ-15）。厳しく現実を捉えれば、フランス国民が示しうるのは、こうした「日々の選挙」による受動的な「同意」でしかなかった、と言わざるをえないだろう。それでは、係争地の住民の「意志」はどうか。ルナンは、係争地の帰属問題に限っては、当事者たる住民自身の能動的な意志を明らかにするように促しているように見える。しかし、果たしてそのように捉えるだけで事足りるだろうか。もちろん、ルナンの主張の中に、今日の住民投票や国民投票につながる重要な問題提起が含まれている点は十分評価すべきである。しかし、同時に、ルナンの主張をナイーブに受け止めるだけでよいのかという疑念を私たちはむしろ持つべきではないのか。為政者ならぬルナンの「日々の人民投票」の訴えが精神的なメッセージであって、具体的なプログラムを伴った投票の現実的な提案ではないことが最大の問題なのではない。そうではなくて、仮に、「住民投票」が実際に行われ、かつ、フランス参入への住民の多数の賛意が示され、現実に独仏政府がその住民の「意志」を受け入れて、アルザス＝ロレーヌをフランスに帰属させたとしよう。そのこと自体、非常に難しいことだが、たとえそのようなことが実現したとしても、住民は、爾後、既に存在するフランスという国家国民の、政治

33) Renan (1887) p. 904 (62頁).

的意志決定のシステムに、服属することになる。とすれば、ルナンの訴えは、フランスへの受動的「同意」、従属への住民に対する促し、と捉えることもできるのではないか。さらに、彼のメッセージは、失地を奪い返そうとするフランスの国益重視の意図を隠し持った洗練された罫であると言い切ってしまうのは、さすがに行き過ぎだとしても、そうした側面がないとは言い切れないのではなからうか。ところで、仏独の歴史で実際に行われた「人民投票」に対して、ルソーは『社会契約論』において、一般意志（法）をつくり出し、主権を維持する場を（「人民投票」ではなく）「人民集会 le peuple assemblé」と呼ぶ。それは「思いがけない事態がどうしても必要とするような特別の集合のほか、何もかも廃止ないし延期しえない、定期集会」とされる（Ⅲ-13）。仏独で現実に行われた「人民投票」とルソーの提唱する人民集会における立法とは、人民と為政者の能動-受動関係において鋭く対立する。ルソーにとって、人民集会での人民による立法は、言わば、「日々の国家（意志）の更新」である。人民による立法は、全員一致の国家の創設（社会契約）に始まる。それゆえ、あえてさらに言えば、人民の立法は、「日々の、繰り返される国家の創設（社会契約）」とさえ言われうるだろう。とすれば、為政者、否、多くの場合、独裁者によって都合のよい時に呼びかけられ、彼らに対する国民の同意や承認の取り付けに利用されがちな人民投票との隔絶は、もはや明らかだろう。

本章を小括しよう。ルソーを強く意識して発せられたであろうルナンのメッセージ「日々の人民投票」は、「意志」のレトリックである。私たちの視座からは、第3の定点で喚起される住民の「意志」は、真の能動、創造と結びつくものではない。逆に、そこには、国民国家への「同意」、つまり受動への促しが隠されている点を見落とすべきではない。結局、第3の定点において、フランス国民はもとより、係争地の住民にも、一般意志につながる真に能動的な意志は見出せない。これが本章の結論である。

5. 結びにかえて

独立した意志（「個別意志」）を持った個人が自発的に集まった立法集会（「人民集会」）において、われわれの意志（「一般意志」）が発見され、その発見された意志が法となるとするルソーの一般意志論を分析の軸とし、仏独近代の現実の歴史の4つの地点を定点と見て、そこに現れた、あるいは喚起された人々の「意志」がどのような内容を持っているかを観測してきた。こうした定点観測は、私たちに何を教えてくれるのだろうか。本稿の仮説、すなわち、代議制の機能不全ではなく、「代議制こそが独裁制を生む」という仮説に立ち戻らなければならない。第4の定点のナチ党大会で、私たちは独裁者の支配と国民の極度の受動、現代の奴隷意志の出現を確認した。現代の奴隷意志と他の定点の「意志」との間には、とりわけ、第2の定点の「国民意識」や第3の定点の「意志」との間には、どのような関係があるのだろうか。

第1の定点の最高存在の祭典では、男女市民の自発的意志や1人ひとりの意志に基づく「自発的な結合」が出現した。しかし、第2の定点でフィヒテが喚起した「国民意識」は、国民国家ドイツの意志を下支えするドイツ国民の受動的な「同意」を育むものであった。第3の定点でルナンが喚起した「意志」も、国民国家フランスへ従属する受動的な「同意」を促すレトリックであった。代議制を常とする国民国家は、国民に国家の意志に従う「同意」と「承認」を求め続けてきたのである。第2（ドイツ語圏の意識化）、第3（失地回復）、第4（帝国の拡大）の定点には、ナショナリズムと結びついた領土の拡張、膨張のベクトルが、最初は徐々に、そして最後の第4の定点に至っては、激烈に見て取れる。

「ばらばらになっている人々が、つぎつぎに一人の人間の奴隷にされてゆくとして、その人数がどうであろうとも、わたしはそこに、一人の主人と奴隷たちしかみとめない。人民とその首長はみとめられない。それは集合 (agrégation) といえようが、結合 (association) ではない。そこには、公共の財産もなければ、政治体もないのだ」(『社会契約論』I-5)。

現代の奴隷意志は、突然出現したのではなく、国民国家の代議制が国民の受動性を、「同意」や「承認」という受動を、繰り返し育み、強めてきた結果現れた。「代議制こそが独裁制を生む」という仮説は、本稿の以上の分析によって確かめられたと思う。これが定点観測の結論である。

〔付記〕 本稿は、平成27年度文部科学省科学研究費助成事業 基盤研究 (C) 「ルソーのアソシエーション論から女性の能動化と戦争を阻止する国家の創出を探究する」(15K03292) による研究成果の一部である。

参考文献

- 宇京頼三 (2014) 『仏独関係千年紀—ヨーロッパ建設への道』法政大学出版局。
- 踊共二, 岩井隆夫編 (2011) 『スイス史研究の新地平—都市・農村・国家』昭和堂。
- 清水満 (2013) 『フィヒテの社会哲学』九州大学出版会。
- 谷喬夫 (2012) 『ナチ・イデオロギーの系譜—ヒトラー東方帝国の起原』新評論。
- 鳴子博子 (2001) 『ルソーにおける正義と歴史—ユートピアなき永久民主主義革命論—』中央大学出版部。
- (2009) 「ルソーにおける自由・奴隷・祖国愛—「神仏殺しと非キリスト教化, 「靖国」とアソシエーション」を考えるために—」(『法学新報』115-9・10)。
- (2011) 「フーコーの権力論からルソーのアソシエーション (国家) 創設論を再考する—パトリオティスム, ナショナリズム, コスモポリティスムの問題を考えるために—」(『法学新報』118-5・6)。
- (2012) 『ルソーと現代政治—正義・民意・ジェンダー・権力』ヒルトップ出版。
- (2013) 「フランス革命と明治維新—ルソーの「国家創設」論からの比較考察」(『法学新報』120-1・2)。
- (2014a) 「フランス革命と明治維新—ルソーの「国家創設」論からの比較考察」永見文雄, 三浦信孝, 川出良枝編『ルソーと近代—ルソーの回帰・ルソーへの回帰』(ジャン=ジャック・ルソー生

- 誕300周年記念国際シンポジウム）風行社。
- （2014b）「ルソーの戦争論序説—ルソーの戦争論からもう1つのEU統合を考える」（『中央大学社会科学研究所年報』18）。
- （2015a）「戦争と女性—ルソーの差異論—国家論の再検討を通して—」（『女性空間』32（日仏女性研究学会））。
- （2015b）「〈暴力—国家—女性〉とルソーのアソシアシオン論」（『中央大学経済研究所年報』46）。
- 西川長夫（1984）『フランスの近代とボナパルティズム』岩波書店。
- 樋口陽一（2004）『国法学—人権原論』有斐閣。
- マルクス，カール著，城塚登訳（1974）『ユダヤ人問題によせて』岩波文庫。
- 本池立（1992）『ナポレオン—革命と戦争—』世界書院。
- 山口定（2006）『ファシズム』岩波現代文庫。
- Arendt, Hannah (1963) *On Revolution* (志水速雄訳 (1995) 『革命について』ちくま学芸文庫)。
- Bracher, Karl Dietrich (1969) *Die deutsche Diktatur—Entstehung, Struktur, Folgen des Nationalsozialismus*, Kiepenheuer & Witsch, Köln Berlin (山口定, 高橋進訳 (1975) 『ドイツの独裁 I・II—ナチズムの生成・構造・帰結—』岩波書店)。
- Fichte, Johann Gottlieb (1978) *Reden an die deutsche Nation*, Felix Meiner Verlag, Hamburg (細見和之, 上野成利訳 (1997) 『国民とは何か』インスクリプト)。
- Furet, François, Mona Ozouf (1988) *Dictionnaire critique de la Révolution française*, Flammarion (河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳 (1995) 『フランス革命事典 I』みすず書房)。
- Locke, John (1690) *Two Treatises of Government* (加藤節訳 (2010) 『完訳 統治二論』岩波文庫)。
- Mathiez, Albert (1910) “Robespierre et le culte de l’Être suprême” *Annales Révolutionnaires, Organe de la Société des Études Robespierristes*, t. 3 (杉本隆司訳 (2012) 『革命宗教の起源』白水社)。
- Renan, Ernest (1887) *Qu’est-ce qu’une nation?* in *Œuvres complètes de Ernest Renan*, tome I, Calmann-Lévy (鶴飼哲訳 (1997) 『国民とは何か』インスクリプト)。
- Rousseau, J.-J. (1964) *Du Contrat social, Œuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau*, Bibliothèque de la Pléiade III, Paris, Gallimard.
- Talmon, J.L. (1952) *The Origins of Totalitarian Democracy*, London (市川泰治郎訳 (1964) 『フランス革命と左翼全体主義の源流』拓殖大学海外事情研究所)。
- Vovelle, Michel (1988) *La Révolution contre l’Église : de la raison à l’être suprême* (谷川稔・田中正人・天野知恵子・平野千果子訳 (1992) 『フランス革命と教会』人文書院)。
- (中央大学経済学部准教授 博士(政治学))

